

## 7 よくある質問 (Q&A)

### \*治療について\*

Q1 助成の対象外となるものはどのようなものですか？

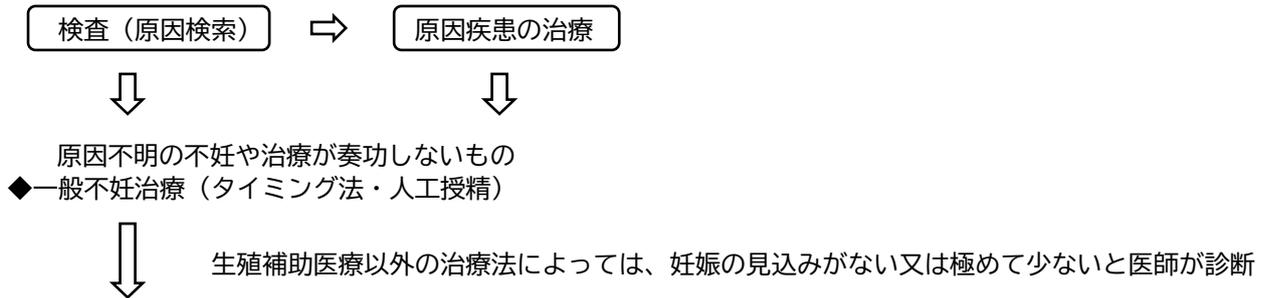
A1 対象外となる主なものは次のとおりです。

- (1) 卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止した場合
- (2) 予防接種やがん検診、治療開始前や生殖補助医療に関わらない検査料（不妊の原因を見つける検査、貧血検査、梅毒などの性感染症検査、B型肝炎検査料など）、原因疾患の治療、サプリメント、証明書等文書作成料、郵送料、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料や保管料、治療に係る入院費・食事代、男性不妊治療以外の夫の治療費
- (3) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療及び代理懐胎によるもの

Q2 生殖補助医療の治療ステージと助成対象範囲はどのようなものですか？

A2 下図のとおりです。

不妊治療の流れ（一例）



◆生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊の手術）・・・この部分に対する助成事業です

助成対象範囲	治療内容											妊娠の有無の確認 ※ (胚移植の概ね2週間後)	
	採卵まで			採卵 (夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植					1		
		薬品投与(点滴・点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)			新鮮胚移植 胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	凍結胚移植			1	
								薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	胚移植	黄体期補充療法			
平均所要日数		14	10	1	1	2~5	1	10	7~10	1	10	1	
助成対象	A	新鮮胚移植を実施											
	B	凍結胚移植を実施											
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
	E	受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止											
	F	採卵したが卵が得られない 又は状態のよい卵が得られないため中止											
対象外	G	卵胞が発育しない又は排卵終了のため中止											
	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											

※妊娠に至った場合には、胎嚢の確認日までを治療期間とします。

- ・保険外診療の先進医療は、先進Aのみが対象です。
- ・Bは、採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を行った場合です。(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために間隔をあげた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療)
- ・医師の判断により、治療が中止となった場合にも助成の対象となります。(D、E、F)
- ・G及びHの採卵に至らない場合は、助成の対象外です。
- ・ご自身の治療ステージについて不明な点は、主治医にご確認ください。

**\*回数について\***

**Q3 過去に生殖補助医療（以前の特定不妊治療）助成を6回受けて第1子を出産し、次の出産に向けて生殖補助医療を予定しています。助成回数はどのようになりますか？**

A3 過去に助成を受け、その後出産（自然妊娠や自費による不妊治療による出産も含む）した場合、出産等の後に初めて生殖補助医療費の助成申請する際に、回数のリセットができます。リセットを検討する機会は、この1回のみです。質問では過去に6回助成を受けているので、助成上限額から回数リセットを推奨します。

リセット後のお子様1人に対する助成回数と助成額は、**3 助成額等**の表のとおりです。

<図解>

↓ 第1子出産 ↓

回数リセット

申請1	申請2	申請3	申請4	申請5	申請6		出産後に初申請
-----	-----	-----	-----	-----	-----	--	---------

リセットする ⇒ 申請1回目

リセットしない ⇒ 申請7回目

**\*申請について\***

**Q4 生殖補助医療治療後に一般不妊治療を受けた場合は、両方助成申請できますか？**

A4 できません。

生殖補助医療費助成の対象は、「生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること」が必要条件になります。生殖補助医療の治療をした場合は、その時点で一般不妊治療の助成対象期間は終了となります。

**Q5 治療期間の明細書を一部紛失してしまいました。助成申請はできますか？**

A5 できます。

治療期間内の領収書と明細書の原本、コピーの両方が揃っていないと助成の対象になりませんが、紛失した日以外の揃っている日だけでも申請は可能ですので、申請時に紛失した書類についてお伝えください。

**Q6 保健センターにコピー機はありますか？**

A6 高崎市保健所及び各地域の保健センターにはご利用いただけるコピー機がありません。必要書類に不足がないことを確認してからお出掛けください。

**Q7 領収書や診療等内容がわかる明細書（以下明細書）のコピーは、どのようなものでも良いですか？**

A7 領収書及び明細書のコピーは、以下の項目に則して提出してください。

- (1) コピー用紙は、A4サイズでお願いします。
- (2) 領収書及び明細書は、対になるものを横に並べて日付順にコピーしてください。
- (3) コピーの枚数が少なくなるよう、縮小（倍率70%程度）や両面コピーでもかまいませんが、日付や金額、内容が不明瞭な場合は受け付けできませんので、申請前にご確認ください。
- (4) 受診等証明書（様式第2・様式第3）の治療期間にかかる全ての領収書及び明細書（院外処方による調剤薬局分を含む）をコピーしてください。領収書及び明細書の内容を審査するため、領収金額が0円や返金によるマイナスのものでもコピーが必要です。

年齢の上昇等に伴い、妊娠・出産は様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっています。高崎市は、助成申請の回数や年齢の制限を設けませんが、母体の身体的・精神的負担の軽減やより安心・安全な妊娠・出産という観点から、主治医とよく相談の上、治療を行うようにしてください。

群馬県不妊・不育専門相談センターのご案内（予約制）

【内 容】産婦人科医による不妊・不育症に関する検査・治療方法や治療への不安、家族関係などの相談

【相 談 日】毎月 第2・第4水曜日 午後2時～午後4時（祝日・年末年始を除く）

【場 所】群馬県不妊・不育専門相談センター（前橋市）群馬大学医学部附属病院

【申込方法】電話027-220-8425

（月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時受付）